

未来につなぐ 相続登記をしませんか？



相続登記をしていないと...？

- ・相続人が増加し、権利関係が複雑になる。
- ・相続人の調査に時間がかかり、手続費用が高額になる。
- ・用地買収の話がもちあがり、相続人間で争いが生じる。
- ・不動産をすぐに売却できない。
- ・ローンを組むときにすぐに担保に入れられない。

相続登記を放置すると、様々なデメリットが発生！

★土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。

★相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ「相続による所有権移転」などの登記申請をすることができます。



相続登記に関する手続及び相談窓口のご案内

- ・法務省ホームページ ⇒ 「未来につなぐ相続登記」
- ・法務局ホームページ ⇒ 「不動産登記申請手続」
- ・鹿児島地方法務局ホームページ ⇒ 「登記相談のご案内」(予約制)
- ・鹿児島県司法書士会ホームページ

相続手続を応援します！『法定相続情報証明制度』

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつどいで

平成29年5月29日(月)サービス開始!!

法定相続情報証明制度

あなたの相続手続を応援します!

←こちらを
クリック

鹿児島地方法務局